市第 124 号議案

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の 一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例 (番号)

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

目次中「第47条の4」を「第47条の5」に改める。

第26条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第27条第1項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改める。 第7章中第47条の4を第47条の5とし、第47条の3を第47条の4 とし、第47条の2の次に次の1条を加える。

(2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等)

第47条の3 法第12条の7第1項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者又は同条第7項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請 手数料

1件につき 147,000円

(2) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定 申請手数料

1件につき 134,000円

別表第1し尿の項中「第26条第1項第4号」を「第26条第1項第 3号」に改め、同表中

- (1) 第26条第1項第3号に規定する事業系 一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、 及び処分する場合
- (2) 第26条第1項第5号に規定する事業系 一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、 及び処分する場合
- (3) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市 が収集し、運搬し、及び処分する場合並 びに排出者が市長が指定する横浜市の施 設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処 分する場合

1キログラムにつき 26円

事業系一般廃棄物の性 状、排出方法等を勘案 して市長がその都度定 める額

1キログラムにつき26 円を基準として品目別に規則で定める額。ただし、適正処理困難物については、第44条第3項の規定に基づき規則で定める額を加算する。

を

- (1) 第26条第1項第4号に規定する事業系 一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、 及び処分する場合
- (2) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施

事業系一般廃棄物の性 状、排出方法等を勘案 して市長がその都度定 める額

1キログラムにつき26 円を基準として品目別 に規則で定める額。た 設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処 分する場合 だし、適正処理困難物 については、第44条第 3項の規定に基づき規 則で定める額を加算す る。

に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

管路収集事業を廃止するとともに、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等を徴収するため、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(抜粋)

 $\begin{pmatrix} \underline{L} & \underline{R} & \underline{C} & \underline{C}$

目次

(第1章から第6章まで省略)

第7章 手数料等 (第44条 $-\frac{$ 第47条の5} 第47条の4</sub>)

(第8章、第9章及び附則省略)

(横浜市が処理する事業系廃棄物)

第26条 横浜市は、事業系廃棄物で産業廃棄物以外のもの(以下「事業系一般廃棄物」という。)について、一般廃棄物処理計画に基づき、その処分を行うほか、次に掲げるものに限り、収集及び 運搬を行うものとする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 管路収集施設を利用している事業所において当該施設を利用 して排出される事業系一般廃棄物
- (本文省略)
- (<u>4)</u> (本文省略)

(第2項及び第3項省略)

(事業者の届出等)

第27条 前条第1項第1号及び第2号 の事業系一般廃棄物を排出する事業者は、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。この場合において、一の建築物内で事業を営む事業者のうち2以上の事業者が届け出るときは、それらの

事業者に代わり、当該建築物の所有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者が届け出ることができる。

(第2項及び第3項省略)

(2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等)

- 第47条の3 法第12条の7第1項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者又は同条第7項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。
 - (i) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請 手数料

<u>1 件につき</u> <u>147,000円</u>

(2) <u>2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定</u> 申請手数料

1 件につき 134,000円

(産業廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

<u>第47条の4</u> 第47条の3 (本文省略)

(産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

<u>第47条の5</u> 第47条の4 (本文省略)

別表第1 (第44条第1項)

種 別	取	扱	区	分	手数料の額
		(省		略)	

市第124号

し尿 動物の死体及びし 尿以外の一般廃棄	第26条第1項第3号 第26条第1項第4号に規定する事業系一般 第26条第1項第4号廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合(1) 第26条第1項第3号に規定する事業系	便器 1 基につき 3,000円 1 キログラムにつき		
物	 一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、 及び処分する場合 (1) 第26条第1項第4号に規定する事業系 (2) 第26条第1項第5号 一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、 及び処分する場合 	26円 事業系一般廃棄物の性 状、排出方法等を勘案 して市長がその都度定 める額		
	(2) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合	1キログラムにつき26 円を基準として品目別に規則で定める額。ただし、適正処理困難物については、第44条第3項の規定に基づき規則で定める額を加算する。		
	(省 略)			

(備考省略)